

平成23年度以降の果樹対策

(果樹経営支援対策・果樹未収益期間支援・需給安定対策)
















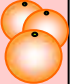


Ver. 6

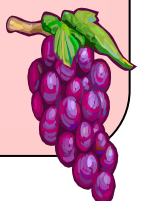
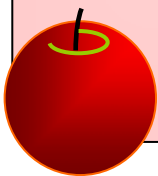


果樹産地の構造改革を早急に進め、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図ることにより、高品質な国産果実の安定的な供給を目指します。

このパンフレットは平成23年4月1日現在のものであり、随時更新します。最新の内容については、農林水産省ホームページ/果物(くだもの)のページ (<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/index.html>)をご確認下さい。

もくじ

							
	果樹産地の現状と今後の対応方向					・ ・ 1	
	平成 2 3 年度以降の対策の考え方は？					・ ・ 2	
	果樹経営支援対策を活用しましょう！					・ ・ 3	
	果樹未収益期間支援事業の支援を受けられます					・ ・ 5	
	需給調整による価格の安定					・ ・ 6	
	果樹共済への加入促進					・ ・ 7	



果樹産地の現状と今後の対応方向

果樹産地においては、園地整備が遅れ、高齢化も進展するなど、生産基盤が弱くなっており、このままでは、将来、農家数や栽培面積などが大幅に減少することが懸念されるなど危機的な状況にあります。

このため、産地自らが、5年、10年先を見据えて策定した果樹産地構造改革計画(産地計画)に基づき、計画的・戦略的な取組を進め、産地の構造改革を早急に図る必要があります。

さらに、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっているため、支援対策を緊急的に実施する必要があります。

果樹の未収益期間に着目した経営安定緊急対策の実施

果樹産地の状況

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。 優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ

極早生 不知火(デコポン)【長崎、熊本 他】

りんご

つがる シナノスイート 【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

未収益期間に対する支援を緊急的に実施し、
産地の競争力向上に向けた改植等を促進

果樹農業振興基本方針（平成22年7月策定）

産地の販売戦略に即した優良品目・品種への転換等の推進に加え、転換を行った際に大きな負担となっている未収益期間に対する支援手法を検討。（第1-2-(1)）

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）

消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保を図る観点から、新たな支援策を検討する。（第3-2-(1)- ）

平成23年度以降の果樹対策の考え方は？

平成19年度以降、果樹産地の構造改革を進めるため、産地の販売戦略に即した優良品目・品種への改植等への支援を実施してきました。

平成23年度からは、これらの支援を継続するとともに、改植後の未収益期間に対する支援を緊急的に実施することにより、競争力の高い果樹産地の育成強化を図ることとします。

<平成19年度～平成22年度>

果樹経営支援対策事業

対象:産地計画の振興品目・品種

- ・産地計画に基づく、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等)に対して支援

果実需給安定対策事業

対象:うんしゅうみかん、りんご

<果実計画生産推進事業>

- ・生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

<緊急需給調整特別対策事業>

- ・一時的な出荷集中がある場合に生食用果実を加工用原料に仕向ける措置を支援

<平成23年度～平成26年度>

果樹経営支援対策事業

対象:産地計画の振興品目・品種

- ・産地計画に基づく、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築、**輸出用果実の生産・流通体系の実証等**)に対して支援

果樹未収益期間支援事業

対象:産地計画の振興品目・品種

- ・改植に伴う**未収益期間**に対して支援

果実需給安定対策事業

対象:うんしゅうみかん、りんご

<果実計画生産推進事業>

- ・生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

<緊急需給調整特別対策事業>

- ・一時的な出荷集中がある場合に生食用果実を加工用原料に仕向ける措置を支援

担い手の経営改善を進めるため

果樹経営支援対策事業を活用しましょう！

果樹経営支援対策事業とは？

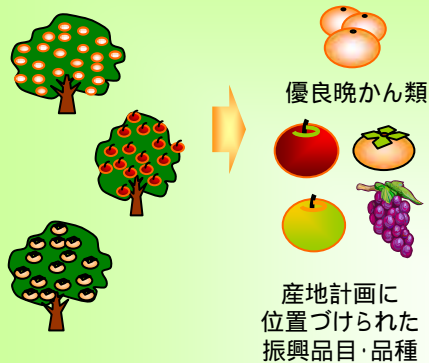
優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援する事業です。

事業の内容

整備事業（生産基盤の改善）

産地の担い手等が対象

優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園



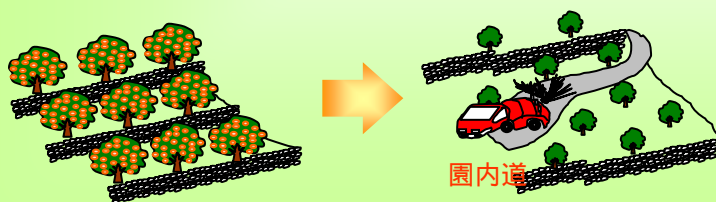
改植	みかん等	補助金単価	22万円/10a
	りんご わい化	補助金単価	32万円/10a
	りんご 普通種	補助金単価	16万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内
高接	すべての果樹	補助率	1/2以内
廃園 (植林等)	みかん等	補助金単価	10万円/10a
	りんご	補助金単価	8万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内

注1)産地計画で今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種が対象です(転換元と同じ品種への転換は原則として対象となりません)。

注2)「みかん等」とは、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジなどのことです。

注3)廃園(植林等)を実施する場合、担い手への園地集積が要件です。

小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良)、 用水・かん水施設の設置等



・すべての果樹 補助率:1/2以内

整備事業を実施するための主な要件は？

需給調整参加要件

「みかん」、「りんご」に関する事業を行う場合は、生産出荷目標の配分を受けていること。

実施面積要件

一箇所あたりの面積は、地続きでおおむね次の面積以上であること。

改植、高接、廃園、土壌土層改良 2 a

園内道整備、傾斜の緩和、用水・かん水施設の設置 10 a

推進事業（生産構造の改革）

労働力調整システムの構築

- ・シルバー人材センター、ハローワークとの連携、無料職業紹介所設置等への支援

担い手支援（園地流動化） 情報システムの構築

- ・品質の向上（ブランド化）、担い手への園地集積のための園地情報システムの構築等への支援

輸出用果実の生産・流通体系の実証（新規）

- ・輸出先国・地域の輸入条件等に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施等への支援

すべて補助率：1/2以内

大苗育苗ほの設置

- ・大苗育苗ほ借上等への支援

新技術等の導入支援

- ・高品質化新技術の導入、定着のための実証、技術研修会等への支援

販路開拓の推進強化

- ・新たな販路の開拓への支援

生産者団体
等が対象

推進事業を実施するための主な要件は？

需給調整参加要件

「みかん」、「りんご」に関する事業を行う場合は、生産出荷目標の配分を受けていること。

果樹共済加入要件

対象品目の果樹収穫共済の加入率が県の平均以上又は加入率向上に関する目標が設定されており、当該目標の達成が確実（推進体制が整備されているかどうかで判断）と認められること。

事業実施上の留意点

産地で、果樹産地構造改革計画（産地計画）が作成されていること
実施を希望する農業者は、産地計画で明確化された担い手であること

「担い手」とは、
産地計画の中で、将来的にも継続して産地の中心となり、果樹農業を担ってもらう方を「担い手」に位置づけています。

< 担い手の例 >

- ・認定農業者
 - ・農業所得が主で、主に農業に従事している60代までのものが存在する農家
 - ・新規参入者
 - ・農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織
- その他にも、後継者が確保されており、経営継続が確実な農家等が想定。

果樹経営支援対策事業でまとまった改植を実施すると 果樹未収益期間支援事業の支援を受けられます！

果樹未収益期間支援事業とは？

果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への改植を行った担い手に対して、改植後の未収益期間を支援する事業です。

事業の内容

果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への改植を実施した担い手に対して、改植後の未収益期間(5年間)のうち、改植初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を定額で支援します。

補助金単価

5万円/10a × 改植の翌年から4年分 = 20万円/10a

改植完了後、4年分を一括で交付

支援を受けるための主な要件は？

改植要件

- ・果樹経営支援対策事業を活用して実施された改植であること。
- ・同一年度内に完了する改植面積が、5a以上であること。

園地や品目が異なっても、改植面積の合計が5a以上であれば対象となります。

品目・品種要件

- ・改植先の品目・品種は、産地計画に位置付けられた振興品目・品種(ただし、未収益期間が明らかに短いパインアップル等を除く)であること。

需給調整による価格の安定

果樹産地の担い手が優良品目・品種への転換等の取組を積極的に進めていくためには、果実の価格が安定していることが重要です。

このため、特に生産量や価格の変動の大きいうんしゅうみかんとりんごについて、需給調整による価格の安定を図ります。

生産者団体が主体となって行う、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時における生食用果実の加工原料仕向けを支援します。

果実需給安定対策事業

支援を受けられるのは？

JA、出荷組織、都道府県農業協同組合連合会 等

何ができるの？ 補助率は？

果実計画生産推進事業 補助率：1/2以内

計画的生産出荷の促進 (うんしゅうみかん、りんご)

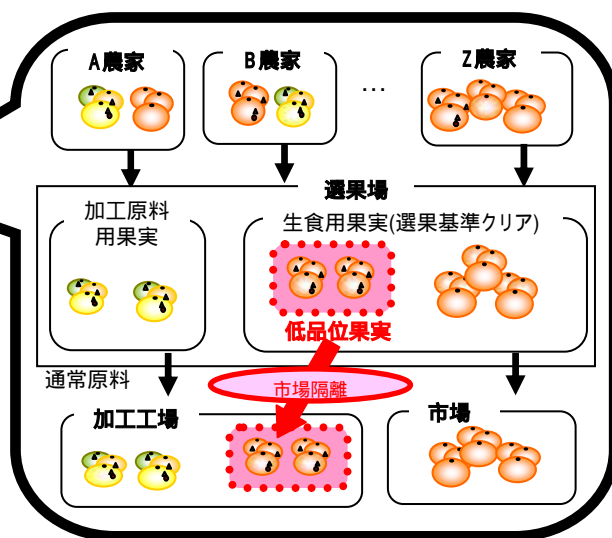
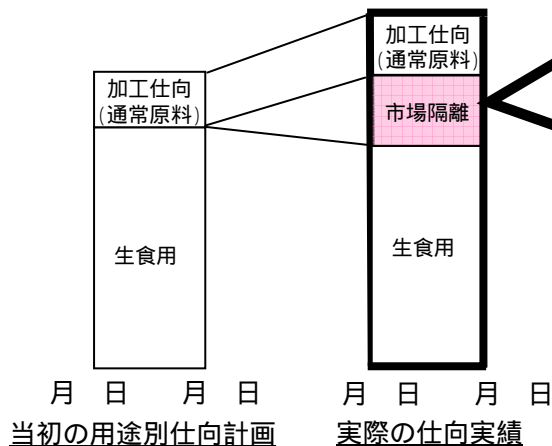
- ・摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導及び大幅な生産出荷調整が必要な場合の取組を支援

緊急需給調整特別対策事業 補給金単価：34円/kg (国費1/2)

一時的な出荷集中時に緊急的に生果を加工原料用に仕向ける措置を支援 (うんしゅうみかん、りんご)

- ・生食用果実を緊急的に加工原料用に仕向けた場合の掛かり増し経費(選果経費、一時保管経費、加工工場への運賃)の一部を支援

< 緊急需給調整のイメージ >



注) 支援を受けるためには適正生産出荷目標の配分を受けていることが必要です。

果樹共済への加入促進

新しい果樹対策が計画的に実施されれば、残された課題は気象災害による収穫量の減少や品質の低下です。

このため、気象災害による減収を補てんする果樹共済への加入を一層促進していくことが必要です。

果樹共済に加入しやすくするため、平成19年産から加入要件の緩和や被害実態に応じた掛金率の設定等の運用改善を行っています。

加入要件の緩和

緩和前

〔災害収入共済方式と全相殺方式の加入資格者要件〕

実態としてJAの出荷資料による確認が可能な人に限定

個人出荷の場合、選果場単位など組織単位の加入は不可

緩和後

所得税の青色申告関係書類による確認でも可能に

農業者の間で共済金の配分方法などの規約を定めて出荷者を組織化すれば組織加入も可能に

被害実態に応じた掛金率の設定

運用改善前

掛金率を「組合内で一律」又は「集落内で一律」に設定

運用改善後

「集落内をさらに組合員ごとに設定」する方法を導入

「災害収入共済方式」とは？

個人ごとの出荷・販売実績に基づいて基準生産金額を定め、その8割が最高補償額となります。気象災害等の共済事故により減収又は品質の低下が発生した場合で、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金を支払う方式です。

「全相殺方式」とは？

農家単位で共済事故によりあらかじめ出荷実績に基づいて定められた基準収穫量の2割を超える減収(もしくは減収及び品質の低下)があった場合に共済金を支払う方式です。



産地自らが考えた産地計画にそって、構造改革を進め、

競争力の強い産地を目指そう！
産地の担い手を育成しよう！
国産果実の安定的な供給を図ろう！



このパンフレットに関するお問い合わせはこちらまで

農林水産省 生産局 生産流通振興課（果樹対策全般）
経営局 保険課（果樹共済関係）

TEL：03-3502-8111（代表）

東北農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：022-263-1111（代表）

関東農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：048-600-0600（代表）

北陸農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：076-263-2161（代表）

東海農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：052-201-7271（代表）

近畿農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：075-451-9161（代表）

中国四国農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：086-224-4511（代表）

九州農政局 生産経営流通部 園芸特産課

TEL：096-211-9111（代表）

沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課

TEL：098-866-0031（代表）

